

平成28年3月17日

第1回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成28年3月17日(木) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄	14番	佐々木 勇

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	河西 浩一
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	山下 俊和
町長公室長	高嶋 好弘
総務課長	石原 光弘
政策企画課長	岡部 登
税務課長	中川 隆弘
住民課長	矢野 修司
福祉保健課長	藤原 安江
福祉保健課主幹	丸岡 多恵子
環境課長	石井 克典
建設課長	島田 和博
産業課長	神原 宏一
消防長	前原 成俊
上下水道課長	河田 数明
教育課長	岡 敦憲

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	宮本 和季

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

本日も定刻にご参集を頂きまして、誠にありがとうございます。

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布のとおりであります。

なお、議案第23号、多度津町副町長の選任について、及び議案第24号、多度津町教育長の任命についてが追加提出されておりますのでご報告致します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、5番隅岡美子君、12番庄野克宏君を指名いたします。

日程第2、委員長報告を行います。

まず、3月10日に開催されました総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、古川幸義君。

総務教育常任委員会委員長（古川 幸義）

皆さんおはようございます。

総務教育常任委員会結果報告について報告致します。

平成28年3月10日に開催した総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告致します。

審議事項。

議案第1号、多度津町行政不服審査会条例（案）の制定について。

議案第2号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）の制定について。

議案第3号、多度津町文化財保護条例（案）の制定について。

議案第4号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について。

議案第5号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について。

議案第6号、多度津町税条例の一部を改正する条例（案）の制定について。

議案第7号、多度津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（案）の制定について。

議案第8号、多度津町火災予防条例の一部を改正する条例（案）の制定について。

議案第9号、多度津町立教育施設使用条例の一部を改正する条例（案）の制定について。

議案第10号、平成27年度多度津町一般会計補正予算（第5号）について。

議案第11号、平成27年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第3号）について。

議案第12号、平成27年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第3号）について。

議案第13号、平成27年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第3号）について。

議案第14号、平成27年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）について。

議案第15号、平成28年度多度津町一般会計予算について。

議案第16号、平成28年度多度津町特別会計国民健康保険予算について。

議案第17号、平成28年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算について

議案第18号、平成28年度多度津町特別会計公共下水道予算について。

議案第19号、平成28年度多度津町特別会計介護保険事業予算について。

議案第20号、平成28年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算について。

議案第21号 平成28年度多度津町水道事業会計予算について。

請願第1号 多度津町全幼稚園について町の対策を求める請願書。

審議結果は、議案第1号から議案第21号及び請願第1号、請願第2号について。

委員、傍聴議員より。

一つ、多度津町文化財保護条例（案）の第12条に教育委員会が町指定文化財の保存に影響を及ぼす行為をするものに対して、助言及び指導ができると記載があるが、助言及び指導の範囲に制限はないのか。

一つ、所有者及び保持団体のいない未指定文化財の調査はどのように行うのか。

一つ、文化財保護委員の報酬等はあるのか。

一つ、個人所有の古墳を保存するため、町が買収し所有する考えはないのか。

一つ、多度津町文化財保護条例（案）の第30条に記載のある多度津町文化財保護委員会の設置に関する事項は、条例の上位に記載したほうがよいのではないか。

一つ、多度津町文化財保護条例（案）の第23条に埋蔵文化財包蔵地の資料整備及び周知を図るため、必要な処置の実施に努めなければならないとの記載があるが、具体的にどのような処置を考えているのか。

一つ、多度津町立教育施設を使用する場合、使用料等の支払方法はどうかっているのか。

一つ、多度津町立教育施設使用条例の一部改正により、スポーツ少年団が使用する場合、対応は従前どおりなのか。

一つ、多度津町立教育施設使用条例の備考に教育関係団体、公共的団体、社会福祉関係団体を使用する場合、使用料は無料とするとあるが、具体的にどのような団体がいるのか。

一つ、通学路のカラー舗装に要した費用はいくら掛かり、健やか子ども基金はいくら残っているのか。

一つ、通学路のカラー舗装について、今後の予定はどうかっているのか。

一つ、私立保育所児童保育委託料を670万円増額補正しているが、その理由は何か。また、一人あたりどれぐらいの金額になるのか。

一つ、平成28年に行われる新嘗祭献穀田のスケジュールはどうかっているのか。

一つ、中山間地域等直接支払交付金を平成28年度は97万円計上しているが、平成27年度より金額が減少しているのはどうしてか。

一つ、75歳以上の人が人間ドッグを受ける場合、受診に関する補助はないのか。

一つ、水産振興事業費補助金1,000万円の内訳はどうかっているのか。

一つ、消防車購入事業債6,480万円を計上しているが、どれぐらいの規模の消防車を購入する予定なのか。

一つ、本台墓地墓石移設業務委託料103万6,000円を計上しているが、墓石を移設する理由は何か。

一つ、犬及び猫の不妊・去勢手術費助成金21万円を計上しているが、年間どれほどの助成申請があるのか。また助成費用は1回につき、いくらなのか。

一つ、新規就農者サポート事業補助金242万3,000円を計上しているが、今年

度は何件の申請があったのか。また、補助対象はどういったものか。

一つ、幼稚園の修繕料240万円が計上されているが、どこを修繕するのか。

一つ、弁護士顧問料64万8,000円が計上されているが、詳細はどうなっているのか。

一つ、空き家を活用した地域の創生事業補助金150万円が計上されているが、事業内容はどのようなものなのか。

一つ、小学校外国語指導業務委託料459万6,000円が計上されているが、国際交流との関連性はあるのか。

一つ、香川県信用保証協会貸付金3,000万円の計上があるが、年間何件の貸付があるのか。

一つ、総合観光案内看板設置委託料13万円が計上されているが、看板を増設することは考えていないのか。

一つ、学校給食共同調理場の一般職給が2人分計上されているが、平成28年度は正規職員が2名になるのか。

一つ、消防費の防災費にある工事費3,000万円が計上されているが、内訳はどうなっているのか。

一つ、平瀬下水道放流費1,569万4,000円が計上されているが、詳細を教えてください。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より。

一つ、多度津町文化財保護条例（案）の第12条にある教育委員会の助言及び指導は逸脱したものに限定して行うことにしている。

一つ、所有者は必ずいると思うので、所有者を確認しながら調査を行わせてもらうことにしている。

一つ、現在も文化財保護委員の報酬は有償にしているので、引き続き、有償にする予定である。

一つ、個人所有の古墳を保存するために町が買収することについて、町が所有しなければならない場合に検討する必要があると思うが、全部の古墳を買収し所有する考えはない。

一つ、多度津町文化財保護条例（案）については、全国の市町が制定してい

る形式に合わせて作成しているため、個々で内容を読み取っていただきたい。

一つ、多度津町文化財保護条例（案）の第23条に記載の具体的な処置は、埋蔵文化財包蔵地が分かる詳細な地図を作成し、開発行為に伴うものがあれば規制等を行うことを考えている。

一つ、多度津町立教育施設の使用料等の支払いは、従前どおり、教育委員会で行ってもらう形にしている。

一つ、多度津町立教育施設使用条例の一部改正により、スポーツ少年団を含む社会教育団体等の減免団体を使用する場合の対応は従前どおりである。

一つ、多度津町立教育施設使用条例の備考に記載のある具体的な教育関係団体、公共的団体はスポーツ少年団、体育協会、PTA等であり、社会福祉関係団体は福祉保健課長もしくは住民課町の了解を得た団体等である。

一つ、通学路のカラー舗装に要した費用は約200万円であり、健やか子ども基金は約2,000万円残る予定である。

一つ、今後の通学路のカラー舗装の予定として、四変テックから跨線橋付近までの間を行い、その後、四箇地区、白方地区の順で行う予定である。

一つ、私立保育所児童保育委託料を670万円増額補正しているのは、保育士の給与改定分について増額する必要があるためであり、一人あたりの金額は保育所によって保育士の人数及び経験年数が違うため、保育園ごとに異なっている。

一つ、平成28年に行われる新嘗祭献穀田のスケジュールについて、5月29日に田植式、9月上旬に抜穂式、10月中旬に県知事訪問、10月下旬に天皇陛下へ献納する予定である。

一つ、中山間地域等直接支払交付金が平成27年度より金額が減少しているのは、事業計画の見直しがあり、地元からの要望があった金額を計上しているためである。

一つ、人間ドッグは40歳から74歳までの人を対象としているため、75歳以上の人の場合は、後期高齢者医療制度を利用して検診をしていただきたい。

一つ、水産振興事業費補助金1,000万円の内訳は、白方漁協300万円、多度津

漁協300万円、高見漁協300万円、淡水魚養殖組合100万円を上限に計上している。

一つ、消防車の購入については、水槽付きの10 t未満の消防車を購入する予定である。

一つ、本台墓地の墓石を移設する理由は、本台墓地の地盤の一部が沈下し、それを修復するため、一度、墓石を移設する必要があるためである。

一つ、犬及び猫の不妊・去勢手術費の助成件数は平成27年度途中で73件である。また、助成費用は1回につき3,000円である。

一つ、今年度の新規就農者サポート事業補助金の申請は2件であり、補助対象は機械の購入である。

一つ、幼稚園の修繕料240万円は主に多度津幼稚園の屋根の防水工事であり、それ以外の箇所は優先順位を付けて修繕を行う予定である。

一つ、弁護士顧問料64万8,000円の詳細について、顧問弁護士は籠池弁護士事務所にお願ひし、毎月5万4,000円を支払っており、相談は自由にできるようにしている。

一つ、空き家を活用した地域の創生事業は、西浜にある古民家を再生して、移住定住をしたい人のために、安く提供できるゲストハウスを造り、移住者と近隣住民のふれあいの場を設ける内容であり、補助金150万円は運営費の補助である。

一つ、小学校外国語指導業務委託料はALTに関することであるので、国際交流との関連性はないが、今現在、多度津町は上海市普陀区を友好都市としているので、まず上海市普陀区との交流をどうするかを検討したいと思っている。

一つ、香川県信用保証協会貸付金の申請件数は、年間1、2件であり、1件あたり200万円から300万円程度の貸付状況が続いている。

一つ、総合観光案内看板の増設については関係団体等でいろいろ方法があると思うので検討したい。また、観光協会のホームページを3月に立ち上げたので、インターネット等の情報も活用していただきたい。

一つ、学校給食共同調理場の一般職給は調理員1名及び事務員1名の分であ

り、平成28年度は正規職員が2名となる予定である。

一つ、消防費の防災費にある工事費3,000万円は非常用の自家発電の工事である。

一つ、平瀬下水道放流費は平瀬浄水場で浄水して残った水の一部を下水に放流している分の下水道料金である。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第1号から議案第21号については、委員会として原案を可決し、請願第1号については、委員会として原案を採択した。

またその他として、執行部よりその他4件の報告がありました。

以上で総務教育常任委員会の報告を終わらせていただきます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、3月14日に開催されました建設産業民生常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

建設産業民生常任委員会委員長、小川保君。

建設産業民生常任委員会委員長（小川 保）

おはようございます。

建設産業民生常任委員会結果報告について。

平成28年3月14日に開催した建設産業民生常任委員会の結果を次のとおり報告致します。

審議事項。

議案第22号、香川県広域水道事業体設立準備協議会規約の一部変更について。

審議結果。

議案第22号については、委員会として原案を可決しました。

またその他として、執行部より4件の報告がありました。

以上ご報告申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

日程第3、議案第1号、多度津町行政不服審査会条例（案）の制定についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第1号についてを採決いたします。

本案は、委員長報告の通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に決定いたしました。

日程第4、議案第2号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）の制定についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第2号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第5、議案第3号、多度津町文化財保護条例（案）の制定についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第3号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第6、議案第4号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第4号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第7、議案第5号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第5号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第8、議案第6号、多度津町税条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第6号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第9、議案第7号、多度津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第7号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第10、議案第8号、多度津町火災予防条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第8号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第11、議案第9号、多度津町立教育施設使用条例の一部を改正する条例(案)の制定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第9号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第12、議案第10号、平成27年度多度津町一般会計補正予算(第5号)についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第10号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第13、議案第11号、平成27年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第11号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第14、議案第12号、平成27年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第12号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第15、議案第13号、平成27年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第13号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第16、議案第14号、平成27年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第14号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第17、議案第15号、平成28年度多度津町一般会計予算についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

尾崎議員。

議員(尾崎 忠義)

10番、尾崎忠義でございます。

私は、平成28年第1回3月多度津町議会定例会におきまして、議案第15号、平成28年度多度津町一般会計予算について、次の点で反対討論をいたします。

款1. 議会費、香川人権研究所団体会費2万円、款3. 民生費、人権同和施策事業費373万2,000円、款10. 教育費、人権同和教育事業費211万4,000円、計586万6,000円となっております。

すでに1969年同和対策事業特別措置法が施行されてから33年、2002年3月末に地対財特法が失効してから実に14年が経過したにもかかわらず、今なお完全終結に至らないで、不公正な586万6,000円の予算を計上いたしております。

これは、基本的に同和行政、同和教育行政の継続を前提にしたもので、行政をゆがめるものであり、法的にも行政的にも、多度津町内には同和地区は存在していないにもかかわらず、人権教育として同和政策を推進しており、多くの町民や保護者の願いに逆行するものとなっております。

同和行政はどんなにうまく行っても不信感を生み残ります。

まして、法律も失効してあるわけもないのに特別なことを続ければおかしな人権意識をつくります。

だからこそ、同和施策事業は一刻も早く終了しなければならないわけであります。

また、行政と運動との区別をすべきであり、継続することによって結果的に逆差別を広げていくことになりかねません。

今地方行政の主体性の確立が問われており、同和行政、同和教育の終結、廃止をすれば同和問題の解決を大きく前進させることができ、こだわりも解消できることとなります。

したがって、議案第15号、平成28年度多度津町一般会計予算については、このような予算ではなく、1、住民の足を守り、生活、福祉、教育を支えるコミュニティバスの運行、2、子育て世代の親の支援、応援として幼児教育での

町内各幼稚園での居残り預かり保育を実施して、安心して子育てができる救済措置の実施などの予算に回すべきであり、私は改善すべき点があるので、反対をいたします。

以上。

議長（志村 忠昭）

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ないようですので、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第15号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

議長（志村 忠昭）

起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第18、議案第16号、平成28年度多度津町特別会計国民健康保険予算についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第16号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第19、議案第17号、平成28年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第17号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第20、議案第18号、平成28年度多度津町特別会計公共下水道予算についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第18号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第21、議案第19号、平成28年度多度津町特別会計介護保険事業予算についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第19号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第22、議案第20号、平成28年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第20号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第23、議案第21号、平成28年度多度津町水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第21号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第24、議案第22号、香川県広域水道事業体設立準備協議会規約の一部変更についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第22号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第25、議案第23号、多度津町副町長の選任についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長（丸尾 幸雄）

議案第23号、多度津町副町長の選任について、提案理由のご説明を申し上げて参ります。

現在、多度津町副町長としてご活躍いただいております、河西浩一氏 から地方自治法第165条第2項の規定に基づき、平成28年3月31日をもって辞任したい旨の届出がありました。

つきましては、多度津町副町長定数条例に基づき、平成28年4月1日から後任の多度津町副町長に秋山俊次氏を選任いたしたいので、地方自治法第162条の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

秋山氏は、多度津町大字奥白方685番地にお住まいであり、昭和31年2月12日生まれの60歳でございます。

氏は、昭和54年4月に香川県庁に入庁されて以来、37年間にわたり、香川県坂出土木事務所をはじめとして、多くの課に在籍しており、平成21年には、琴平町の副町長として、平成22年には、政策部水資源対策課長を歴任された、行政経験が豊富な方でございます。

また、平成26年から現在まで、環境森林部環境政策課長と総務部人権・同和政策課主幹を兼務されており、本年3月で定年退職予定でございます。行政運営に関して優れた人材で、人格は高潔でありますので、多度津町副町長として最適任と考えます。

なお、任期は平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間でございます。

よろしくご同意のほど、お願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第23号についてを、採決いたします。

本案は、原案の通り、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り同意する事に、決定いたしました。

日程第26、議案第24号、多度津町教育長の任命についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長(丸尾 幸雄)

議案第24号、多度津町教育長の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴いまして、平成28年4月1日から新教育長へ移行することとしました。

田尾勝現教育長におきましては、旧制度における教育長としては、3月31日をもって教育委員を辞職する願いが提出され、2月23日に教育委員会の同意を得て、私も町長として同意しております。

つきましては、新教育委員会制度に基づき、教育長といたしまして 田尾勝氏 を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

田尾氏は、多度津町大字南鴨76番地4にお住まいで、昭和25年9月23日生まれの65歳でございます。

また、氏は、昭和48年から永年にわたり中学校教諭として奉職され、平成23年3月に琴平町立琴平中学校校長を最後に退職され、同年4月に香川県教育会進路指導研究部に勤務され、同年9月から多度津町教育委員に任命されております。

人格は高潔で、多度津町教育長といたしまして教育行政に非常に熱心に取り組んでいただいています。

今後におきましても、教育行政はもとより町行政全般にわたり誠意をもって取り組んでいただけるものと思っております。

なお、任期は、平成28年4月1日から平成31年3月31日まででございます。

よろしくご同意のほどおい申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第24号についてを、採決いたします。

本案は、原案の通り、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り同意する事に、決定いたしました。

ただ今決定されました田尾教育長が議場におられます。

この際でありますので、教育長のご挨拶を受けたいと思いますので、よろしくお願い致します。

田尾教育長。

(教育長、挨拶)

議長 (志村 忠昭)

ありがとうございました。

日程第27、議員提出議案第1号、特別委員会の設置についてを議題といたします。

案文は、お手元に配布のとおりであります。

よって、提案者の提案理由の説明は省略したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって提案者の提案理由の説明は省略いたします。

これより質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第1号についてを、採決いたします。

本案は、原案の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

ここでお諮りをいたします。

先程、議員提出議案第1号が可決されましたので、多度津駅周辺開発整備特別委員会委員の選任を、日程第31として日程に追加し、更に日程の順序を変更して、直ちに議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、多度津駅周辺開発整備特別委員会委員の選任を、日程第31とし、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

日程第31、多度津駅周辺開発整備特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

多度津駅周辺開発整備特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定により、金井浩三君、隅岡美子君、小川保君、古川幸義君、渡邊美喜子君、庄野克宏君の6名を指名したいと思えますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、多度津駅周辺開発整備特別委員会委員の選任については、ただ今、指名いたしました諸君を選任することに決定をいたしました。

日程第28、議員提出議案第2号、多度津町行財政改革特別委員会委員の定数変更についてを議題といたします。

はい、佐々木議員。

議員(佐々木 勇)

今の委員会設置で委員の委員長とかそんな構成とかは後でええんですか。

議長(志村 忠昭)

はい、この後委員会室にしますけれども、これの行財政特別委員会の方で

1名、減しますんでそれを先にして、その後で委員長を選任することにしたい
と思いますので。

それでは、議員提出議案第2号、多度津町行財政改革特別委員会委員の定数変
更についてを議題といたします。

案文は、お手元に配布のとおりであります。

よって、提案者の提案理由の説明は省略したいと思いますが、これにご異議
ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって提案者の提案理由の説明は省略いたします。

これより質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第2号についてを、採決いたします。

本案は、原案の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

先に選任されました多度津駅周辺開発整備特別委員会委員には、委員会条例
第7条の規定により、委員長及び副委員長互選の必要がありますので、これよ
り暫時休憩して、その間に委員会の開催をお願いしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

多度津駅周辺開発整備特別委員会は、4階委員会室において開催いたします。

ただ今より、暫時休憩いたします。
再開は10時15分にしたいと思います。
よろしく願いいたします。

休憩 9時56分

再開 10時15分

議長（志村 忠昭）

休憩前に引き続き、議会を再開いたします。

休憩中の多度津駅周辺開発整備特別委員会で、委員長、副委員長が互選されましたので、ご報告申し上げます。

多度津駅周辺開発整備特別委員会委員長には、金井浩三君、副委員長には、渡邊美喜子君に決定をされました。

次に、先程、隅岡美子君と金井浩三君から多度津町行財政改革特別委員会委員の辞任の申し出がありました。

ここでお諮りいたします。

隅岡美子君の、多度津町行財政改革特別委員会委員の辞任についてを、日程第32として、金井浩三君の、多度津町行財政改革特別委員会委員の辞任についてを、日程第33として、それぞれ日程に追加し、更に日程の順序を変更して、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、隅岡美子君の、多度津町行財政改革特別委員会委員の辞任についてを日程第32として、金井浩三君の、多度津町行財政改革特別委員会委員の辞任についてを、日程第33として、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

日程第32、多度津町行財政改革特別委員会委員の辞任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、隅岡美子君の除斥を求めます。

（隅岡議員 退席）

3月17日、隅岡美子君から、一身上の都合により、多度津町行財政改革特別委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、隅岡美子君の多度津町行財政改革特別委員会委員の辞任を、許可することに決定いたしました。

隅岡美子君の除斥を解きます。

(隅岡議員 着席)

議長 (志村 忠昭)

隅岡美子君に、お知らせをいたします。

ただ今、多度津町行財政改革特別委員会委員の辞任を許可することに決定をいたしましたので、お知らせをいたします。

日程第33、多度津町行財政改革特別委員会委員の辞任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、金井浩三君の除斥を求めます。

(金井議員 退席)

3月17日、金井浩三君から、一身上の都合により、多度津町行財政改革特別委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、金井浩三君の多度津町行財政改革特別委員会委員の辞任を、許可することに決定いたしました。

金井浩三君の除斥を解きます。

(金井議員 着席)

議長 (志村 忠昭)

金井浩三君に、お知らせをいたします。

ただ今、多度津町行財政改革特別委員会委員の辞任を許可することに決定をいたしましたので、お知らせをいたします。

先程、多度津町行財政改革特別委員会委員の辞任が許可されたことにより、1名欠員が生じております。

ここでお諮りいたします。

多度津町行財政改革特別委員会委員の選任を、日程第34として追加し、更に順序を変更して直ちに議題といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、多度津町行財政改革特別委員会委員の選任を、日程第34として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

日程第34、多度津町行財政改革特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

多度津町行財政改革特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定により、村岡清邦君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、多度津町行財政改革特別委員会委員の選任については、ただ今指名いたしました、村岡清邦議員を選任することに決定いたしました。

日程第29、請願第1号、多度津町全幼稚園について町の対策を求める請願書を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第1号についてを採決いたします。

請願第1号に対する委員長報告は、採択です。

本案は、原案の通り、採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は採択する事に、決定いたしました。

意見書案提出のため、ここで少し休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

このまま意見書を配りますので、2、3分ちょっと休憩をして、したいと思えますのでよろしくお願い致します。

休憩 10時22分

再開 10時24分

議長（志村 忠昭）

それでは再開いたします。

意見書案が1件提出されました。

お諮りします。

意見書案第1号、多度津町全幼稚園について町の対策を求める意見書（案）の提出について、日程第35として追加し、更に順序を変更して直ちに議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号を日程に追加し、日程第35とし、更に順序を変更して直ちに議題とすることに決定致しました。

日程第35、意見書案第1号、多度津町全幼稚園について町の対策を求める意見書（案）の提出についての件を議題といたします。

案文は、お手元に配付の通りであります。

よって、提案者の提案理由の説明は省略したいと思えますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって提案者の提案理由の説明は省略いたします。

これより質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、意見書案第1号についてを、採決いたします。

本案は、原案の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第30、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

この件につきましては、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております通り、閉会中の継続調査の申出がありますので、お諮りいたします。

各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出の通り、閉会中の継続調査に付したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと、認めます。

よって、本件は、各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出の通り、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議されました議案は、全部終了いたしました。

これにて、平成28年第1回定例会は閉会したいと思います。

長時間にわたってのご審議、ご協力ありがとうございました。

閉会 午前10時27分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成 28 年 3 月 17 日
第4回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記